

関税割当公表第 83 号の 2

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

農 林 水 産 省

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- ## 第2 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和 7 年度のこんにゃく芋の関税割当てについて（令和 7 年 3 月 11 日付け 6 輸国第 4156 号関税割当公表第 83 号）によるものとする。

- 1 -

算数量は、生芋数量に 0.158 を、精粉数量に 1.761 を乗じて得た数量とする。